

# 「明白にして現在の危険」基準と 「クリミナル・サンジカリズム法」

田 村 紀 雄

## 序. スケンク事件と社会運動

アメリカにおけるコミュニケーション関連のテキストの中で、「言論・表現・出版の自由」に関する章で必ず問題になるのが、「国家の安全」と「市民的自由権」との関係である。「国家の安全」の範囲も、「市民的自由権」の内容も固定的ではない。「国家の安全」も、戦時と平時とは異なるし、安全の範囲も軍事的行動の機密保持からコミュニティの平穏維持まである。「市民的自由」も、だれをもって市民とするのか、憲法修正第14条でいう「米国に生まれ、帰化したすべての諸個人は米国市民である」とする範囲内なのか、先住民、移民、政治的難民はどうなのか、という面倒な議論が拾象されかねない。

そのテキスト類の中で必ず言及されるのが、「言論・表現の自由」の基軸となる「明白にして現在の危険」(clear and present danger) の原則である。

この原則や基準については、伊藤正己（東京大名誉教授、最高裁・裁判官）の名著『言論・出版の自由』<sup>1)</sup>によって詳しく分析・紹介されている。また「この理論の崩壊」については、奥平康弘の研究<sup>2)</sup>等がある。

言論・表現の自由について、国家は、どのような基準・枠組の範囲で規制可能に、逆にいえば、人々はどこまで自由に権利行使しうるかの原則の理論となった「明白にして現在の危険」は、後述の1919年、スケンク事件での米最高裁・ホームズ判事の意見によって理論化されたものである。この理論は、その後の多くの事件（主として急進的運動の治安関係事件）で、ゆれ動いてきているものの、今日も、その根底の思想をかえることなく有効性をもっているといえる。とくに9・11事件以降、テロ対策と言論・表現の自由が、どのように揺れ動くのかは、関心のあるところであるが、本論文の範囲ではない。

この論文の目ざすものは、「明白にして現在の危険」の理論の成立過程におけるアメリカの社会的背景、とくに社会主义政党や左翼的労働運動が、どのような位置づけだったのかを明らかにすることにある。この重要な言論・表現の自由の基準と、社会運動とをきちんと位置づけた研究は、アメリカでも聞かない。

本論では、その社会運動の中でも、日本人移民労働者の左翼的運動と、そのメディアであ

## 「明白にして現在の危険」基準と「クリミナル・サンジカリズム法」

る『労働新聞』（サンフランシスコ市で発行）の活動、記事、発行、編集者が、アメリカの法律に違反するとして、たて続けに逮捕、有期刑、国外追放になる過程との関連を明らかにしたい。ただ、特筆することは、何度も編集者が訴追されながらも、『労働新聞』そのものが発行停止になることはなかったからである。この時期、すなわち 1920 年代から、1930 年代初めにかけて、この新聞を発行停止にする行政上の根拠や法的条文が見あたらなかったのである。ここでも「憲法修正第 1 条」の「言論表現の自由」が優先した。

『労働新聞』の編集者、配布活動家を訴追する法的根拠になった主なものは、カリフォルニア州法である Criminal Syndicalism 法であるが、その他の移民法などの連邦法、その他の州法、「浮浪罪」などを定めた郡・市・コミュニティの自治体法規も併用されている。

商業的プレス以外、表現の具体的な内容を国家が訴追する最初のテストは、第 1 次大戦中に成立した「防諜法」であった。これはのち「Espionage and Sedition Acts 1917」といわれるもので、第 1 次大戦末期、政府が議会を通過させた。

この法、正確には、当初「防諜法」(Espionage Act)といわれるものだったが、軍事上の防犯に不十分だとされて、のちに「騒乱煽動罪」(Sedition Act)と結合させたのである。

コミュニケーション学の学生向けの標準的なテキストである *Mass Media in America*<sup>3)</sup> の著者は、「アメリカ人は、軍隊内の不平をそそのかせかねないことや、士気を損わせかねない一切のことを言うことも、書くことも禁止された。徴集・動員に抵触する刊行物も禁止された」と述べている。

スケンクは、軍への召集を批判したことが、この「防諜法」違反になったのだとした。テキストの著者 D. R. ペンパー教授によると、この二つの法律で検挙されたものは、数千人及び、900 人前後が有罪の宣告を受け、懲役または罰金刑、あるいはその双方を課せられている。ペンパーは、「メディアの中でも、小規模な急進派の新聞発行者、外国語新聞発行人が、検閲の主要なターゲットであった」と適確に指摘している。続けて、「この時代は、まったく暗黒だった。騒乱煽動罪は 1920 年代の初頭無効になったが、防諜罪は法律書の中に生き残っている」と警告している。

このテキストは、IBM 系の出版社 SRA から何版も重ねているポピュラーなもので、多くの大学のコミュニケーション学部で使用されているものである。

「防諜法」の成立で、国家は個人の言論・表現の自由権までも大幅に制限でき、郵便を開封し、新聞報道を規制できるものだった。直接の目的は、急進派や親ドイツ系の活動を押さえることにあった。第 2 次大戦後は、マッカーシーの「非米活動委員会」によって、これを批判する新聞ジャーナリストを狙い撃ちにするのにも使われた。

この「防諜法」に問われたのが、アメリカ社会党の指導者チャールス・スケンクであった。前述のように、この事件で「明白にして現在の危険」の理論が成立するが、この理論を浄化させる上で、「Herndon v. Lowry」(1937), 「Dennis v. United States」(1951), 「Brandenburg

v. Ohio」(1969)など多くの事件がかかわった。このうち最後の事件は、KKKの地方リーダーであるC. ブランデンバークと、オハイオ州のCriminal Syndicalism州法との係争である。

アメリカの急進的な労働運動や左翼運動は、1929年の「大恐慌」によって、いっぺんに開花し、日本人移民労働者もその炎の中になげ込まれる。それはまた失業者運動を軸とするかつてない街頭行動、政府の不退転の言論・表現への抑圧政策としてもえあがった。

### 1. 大恐慌下のアメリカ労働運動

ウォールストリートから始まったアメリカの大恐慌は、企業にも打撃を与えたが、それ以上に労働者、ことに移民労働者には文字どおり死活の問題となった。工場閉鎖が続出して、職場を締めだされたアメリカ人労働者の前に、もともと仕事を得るのが難かしかった移民労働者は、事実上、失業状態で放りだされた。

「不景気の十年間」を描いて、ジェレミー・ブレッヒャーは、「餓死するな！ 開え！」と多くの事例を示している<sup>4)</sup>。株式相場が暴落して、3年以内に約1,500万の労働者が仕事を失った。食べものさえ、入手できなくなり、3～40人の集団が食料雑貨店を襲い、食糧を奪い去る、家賃が払えないため立ち退きを要求された婦人に、同情した労働者が座りこみ、実力で家主の追い出しを阻止する、このような事態が全米を席捲した。力づくで、労働者たちが要求を貫徹させ始めたのである。

このような行動様式やエネルギーは、アメリカの伝統的な労働運動であるAFL、その他の労働組合にはなかったものである。キリスト教会などのコミュニティ・チェスト運動にも見られなかったものだ。

これを先導したのは、IWW、共産党、社会党、その他の左翼グループが、全国に組織した失業者の団体、「失業者評議会」(unemployed council)だった。どの町にも失業者がおり、組織化の資源は無尽蔵であった。ブレッヒャーは、シカゴには45の失業者評議会があり、2万2,000人が加入していたが、共産党員が指導しているものも、在郷軍人会の支部長がリードしているものもあった、と伝えている。「実践的な方法で自分たちの生活手段を確保しようとしている」、「武器は、民主的な数の力であった」と。

その波及に驚き、政府・州政府・企業はすぐ暴力的に対応しようとしたため、労働者の側も武装して行動するようになった。工場閉鎖、解雇、賃下げへのストライキは、すぐ暴力的な対決に発展し、死者・負傷者が至る都市で続出した。

この対決姿勢は、力づくで社会制度を変える（革命）ことを信奉していたIWW、共産党、社会主義者にとって、自分たちの思想、イデオロギーを鼓舞するのに絶好の機会でもあった。

アメリカ共産党日本人部の機関新聞『労働新聞』は、この反失業運動の昂揚する1931年代には、新聞の創設者で、編集長の剣持貞一（加藤哲郎氏の研究のように本名、健物貞一だ

## 「明白にして現在の危険」基準と「クリミナル・サンジカリズム法」

が、ここでは文献上の表記を使用している）は、「国外退去」の公判中かつ抑留中であったが、新聞そのものは、活気に満ちていた。『労働新聞』（英文のページには *The Labor News* とした）は、CPUSA（米共産党）の日本人部機関紙（Japanese Section Organ）として確立していた。この時期の最大の戦術は、失業者問題であったから、『労働新聞』も、記事の大半は、失業者評議会・失業者運動（失業保険要求、仕事獲得、ハンガーマーチ等）と、これに関連する「外国生まれ労働者」（移民）の国外追放を阻止する運動であった。

失業者の組織化は、資本主義国で増大している失業者の運動を広めて、資本主義体制をゆさぶろうというコミニテルン、プロフィンテルンが編みだした巧みな戦術で、この時期きわめて有効であった。1929年1月の『インプレコール』第10巻第5号は、同年2月2日デュセルドルフで開かれた会議で「国際的失業反対デー」（3月6日、いちど2月12日と定めて変更したように、準備不足）に設定し、各国に通知している。

プロフィンテルン欧州事務局等が開いたこの会議では、ヨーロッパにとどまらず全世界的に「失業者の団体の組織化」を呼びかけられた。これにアメリカの赤色労働運動、日本人の『労働新聞』も呼応した。アメリカの新聞『デイリー・ワーカー』<sup>5)</sup>は、世界各国、ならびに米国の「国際失業者デー」の開催状況を伝えている。3月6日、ニューヨークでは約7万5千人の動員をみた、ロサンゼルスでは約2千の参加を実現、市役所への示威行進で警官と衝突、10数の逮捕者があり、在留日本人では「山口某外1名も逮捕され、騒擾罪にて起訴」とある。

ただプロフィンテルンは、この「国際失業者デー」が、世界的には、理解不足、準備の不十分さ、日程の混乱、行動の不揃いなどの「欠陥と誤謬」で成功だったとみていない。（プロフィンテルン、1930年3月15日の決議）。コミニテルンの操作のゆき届いた失業者評議会のような団体が十分に組織されていないため一過的なものに終ったと判断されたようである。

プロフィンテルンの評価はどうであれ、これに動員されてアメリカ社会も参加者も打撃をうけた。その一人に山口がいた。「騒擾罪」というロサンゼルス市の条令違反として逮捕されたわけで、山口はこれから生涯、この重荷を背負い、アメリカ国内で有罪、服役、罰金、そして送還（ソ連への追放）、ソ連ではスターリンの血の肅正の中で消えてゆくというきびしい運命をたどる。

失業者運動を、プロフィンテルンの計画どうりに広げるために、米国内では多数のパンフレットが印刷・配布された。企業側出損の「失業保険」制度設立を求める小冊子は4万部、ビラは数百万枚配布された。組織の拡大のため1930年3月、ニューヨークでの失業者評議会全国会議には、300人の代表が出席し、7月のシカゴの失業者評議会全国大会には、1,300人の代表が参加したと、『インプレコール』誌1931年3月19日号は伝えている<sup>6)</sup>。

『労働新聞』（サンフランシスコ市ハリソン街734）の1931年から1年間の失業問題が紙

第1表 『労働新聞』1931年中に掲載の失業者問題記事

号 数	記 事
54 (31. 1. 10)	刺繡仕事激減、労働婦人も失業者評議会へ 農園労賃1時間25仙に値下げ(フレスノ)
55 (31. 1. 25)	全米に失業保険要求の運動、2月10日示威 州都へ、ハンガーマーチ、1月7日、「食か、賃金を」(桜府)
56 (31. 2. 10)	国際失業反対デー、2月25日
57 (31. 3. 1)	羅府1万人の失業手当要求デモ
58 (31. 3. 25)	失業者評議会の集会、毎週火曜日
61 (31. 5. 15)	失業者評議会に加れ
63 (31. 7. 15)	ピツツバーグ、2万のハンガーマーチ、市庁へ
65 (31. 8. 25)	羅府、禪宗寺ホールで失業者大会
66 (31. 9. 15)	主張「餓死か闘争か」
67 (31. 10. 1)	桑港、1万人が食物等要求して市庁舎へ
68 (31. 10. 15)	日本人会の「救済」反対、失業手当獲得へ
70 (31. 11. 15)	冬来る、失業者手当を
71 (31. 12. 1)	NY、日本人失業評議会組織さる 12月7日、全米ハンガーマーチと日本人 晩市、失業組合日本人支部『労働者の声』紙

面のまん中に座を占めることになる。(第1表)

アメリカの左翼労働運動は、AFL等の既存の労働組合運動から占めだされていたし、いわんや移民労働者である日本人は、ほとんどの加入希望が門前払い、かつ失業、半失業状態であったから、「大恐慌」(Great Depression)も事態は同様に変わったわけではない。だが、共産主義者にとっては、勢力を拡大し、白人や、その他のエスニック集団の労働者と手を組む絶好の機会であったのだ。

また事実、そのようになった。

「失業者評議会」(unemployed council)は、この「大恐慌」が編みだした大衆的で、効果的な組織戦術であった。この「評議会」は、すべて共産主義者が牛耳ったわけではないが、アメリカ社会で極端に異端視され、世論の支持がなく、裸同然だった、かれらに格好の隠れ蓑を提供したのだった。

加州について、日本人移民労働者の多いワシントン州では、1932年までに25%の労働力が産業から失なわれた。シアトルでは40,000人から55,000人が失業した。AFLも手を拱いていたわけではなく、支援を続けたが、コムニストの呼びかけの方が、インパクトが大きかった。後者の全国労働組織であるTUUL(Trade Union Unity League)の呼びかけで、1930年代に「失業評議会」の組織化が始まったが、ニューヨーク、シカゴ、デトロイトでの反応は素早かった。

しかし、失業者運動は、コムニストの独占販売ではなかったから、自治体、赤十字、キリ



第1図 シアトル、米電話労組の失業対策事業としての道路作業、日時不明。(出典、ワシントン大学図書館)

スト教会、AFL、他の社会主義グループが進出した。(第1図)

1931年春には、「失業者評議会」のライバル組織「失業市民連盟」(UCL = Unemployed Citizens' League) が、社会民主主義者の H. ウエルズと C. ブラニンによって組織されている。二人は、「シアトル労働大学」を主宰し、週刊紙 *The Vanguard* の发行人でもあった。UCL は、デモなどの大衆行動よりも、失業者とその家族を実際的に支援することを目的とした自治団体で、3カ月間にシアトル地区の30の支部をカバーするまでになった。その支援のひとつとして、6ヶ所の靴修理ショップと、450エーカーの耕地を運営して、失業者に自治・自活を勧めた。

この UCL の活動は、「失業者評議会」を不安に陥し入れることになる。また UCL はシアトル市やそれをとりまくキング郡、ときには企業からさえ援助を受けるようになった。UCL は、1932年の前半のおよそ6カ月間に、79,935人の労働者を救援し、相当数に燃料を提供了した。

競争に敗れたコムニスト系の「失業者評議会」は、ライバルの UCL を「社会ファッジスト」呼ばわりして攻撃することになる。コムニストの常道の手段である。

『労働新聞』もまた失業労働者の組織化をめぐって、社会民主主義者とのイニシャチブ争いにのめり込んでいった。

「ファシスト労働総同盟（AFL）、社会ファシストたる社会党は、ボースの機関として、労働者圧迫、戦争準備のために動員されて居る」「赤十字社もアップル売りも失業救さいではなく、労働者の要求する救さいは、只工場、職場よりの兄弟と失業者の提携によってのみ達せられる」（『労働新聞』第58号、1931年3月25日。ここではとくに原文の引用にした。印刷工場の活字不足を示している）

「アップル売り」というのは、シアトルの社会民主主義系の失業者団体の救済活動のこと、コムニストにとって失業対策というのは、「大衆的運動」、すなわちハンガーマーチによるちからの誇示や「国家や企業負担の失業保険」、生活費の支給など、国家や企業への要求であった。

いずれにせよ、都市での失業者の生活困窮は目をあてられぬほど悲惨であった。『労働新聞』をみていると次のような記事だ。地区警察署での食料切符の配布を受けてから支給される「ブレッドライン」（パン切れの配布）、キリスト教会の「フリーケッキン」（食事の無料提供）、赤十字社の配布する衣料品。仕事も、プラムの根ぬきが5セント（1日50セント）、1時間25セントの「パートタイム」労働、「タウンは失業しやで一杯だからヒリッピン、メキッカンは浮浪罪でゼール（引用者注、jail）が一杯、だからツラックに積み込んで他の州に捨てに行く」「失業の責任は資本家にある」<sup>7)</sup>

大恐慌は、労働者とくに移民労働者に大打撃を与えたが、このことが、出身国や肌の色の異なる移民労働者の間の共同行動や連帯を生みだすという、これまでになかった効果を生み落とした。とくに、非熟練で、肉体労働やもっとも苛酷な職場をまかされていた農園、山林、水産加工、鉄道保守、それに都市の装置たる流通、食品、サービスの雑多な職種に不可欠な移民労働者が、AFLなど伝統的な労働運動から排除され、賃下げ、労働強化などの皺寄せを一手に引き受けっていた。

飢え、餓死、自殺、殺人さえ、珍しくなかった。文字どおり「餓死するな、戦え」（失業者評議会のスローガン）である。

J.S. ガムスは、レポート「United We Eat」<sup>8)</sup>の中で以下のように描いている。

重工業の都市ピッツバーグ、ここはまた東欧、中東などからの移民労働者の集積地である。そこのある救済オフィスのテーブルの一方に3人の男達が座している。500人の失業家族を代表している。片や、一人の女性、地区の責任者だ。かれらは興奮して議論していたが、突如一人の男が立ちあがり、蒼白な面もちで、女性にこうべを向けた、かれの眼はぎらぎらと光っている。

「おい、あんたは失業したこと判ってない。ほんとに、どんなにあんたを憎んでることか。あんたの身体を涙でぬらしてやりたい。あんたは、スチームのある暖いアパートに住んでるんだろうよ」

粗野にみえて、英語のあまりうまくない移民労働者が、社会団体や企業の失業救済事業の

「明白にして現在の危険」基準と「クリミナル・サンジカリズム法」

折衝の表舞台にててきたのだ。

## 2. マルチナショナルな労働運動へ

アメリカの労働運動が、熟練工主義、職人組織の伝統、白人優位の組織活動の歴史の中で、非熟練工、新規移住者、非白人をも吸収する運動として IWW (Industrial Workers of the World) が登場してきた。“ビッグ・ビル”こと、W. B. ヘイウッドに指導されたこの労働運動は、サンジカリズムの傾向のもと、1920 年代のアメリカを席捲した。1930 年代初頭の大恐慌下の失業者運動の時期には、ビル・ヘイウッドのモスクワ亡命<sup>9)</sup>で、一時の暴風のような影響力は失っていたが、アメリカで最初のマルチナショナル（多民族糾合）の労働運動の遺訓は生きていた。IWW には、黒人、メキシコ人、東欧や南欧からの移民、日本人労働者も多数組織されていた。

『労働新聞』にも、次のような記事を読むことができる。

「外国生れ労働者擁護協会・羅府支部」に 30 余の団体、「日本人、支那人、メキシカンはいふに及ばず多数白人労働者も参加」<sup>10)</sup>

「賃金値下げに、比島人労働者ストライキ」<sup>11)</sup>

「黒人死刑反対」<sup>12)</sup>

「全米的飢餓行進、日本人と各人種の团结を」<sup>13)</sup>

失業者運動では、ことにアメリカ市民である黒人労働者に与えた影響は広く深かった。アメリカ南部諸州は、黒人への差別と、失業状態の慢性化は知られているが、失業者評議会が足がかりをつかんだ州が多い。アラバマ州では、1931 年に左翼系の農業労組 (CFWU) が歴史的に半失業状態にあった黒人の「刈分け小作労働者」(sharecropper) 800 人の組織化に成功している。アラバマ州では、キャンプヒルなどで、黒人労働者と、白人企業家との間の衝突が頻発していた。

黒人労働者にとって、失業や飢餓に加えて、もうひとつのアメリカの病い、差別、とくに KKK の銃砲と戦わなければならなかつたから、他の有色人種との共同歩調は不可欠であった。

ユダヤ人移民の多いニューヨークの失業者運動も顕著であった。マンハッタン島の南東部は、90% がユダヤ系住民だが、ここを調査した行政の一係官は、いくつもの左翼組織の浸透、とくに「失業者評議会」の活発な動きを報告している<sup>14)</sup>。政府も、フーバー大統領時からルーズベルト大統領時にかけて、FERA を通じて失業者へ金品、仕事の緊急支援を始めていたのである。その報告書のひとつは、婦人服製造の一大産地ブルックリン区の「失業者評議会」影響下の 15,000 人の内容は、ユダヤ、ペルトリコ、黒人、イタリア人たちだ、と述べている。

共産党によって組織された失業者運動は、経営者の出方で、暴力化することも多く、また日本人、黒人、ユダヤ人というエスニシティ以外、隠れたエスニック・グループのアイデンティティの覚醒を促した。米領サモア、ハワイ先住民、アメリカ先住民、プエルトリカン等だが、ここではコレアンをとりあげてみよう。

日本の朝鮮半島併合前から「朝鮮人」は、労働力としてハワイ、さらにはアメリカ本土へ移住していた。

サンフランシスコの日刊日本語新聞に、次の記事がある<sup>15)</sup>。

桑港総領事館内の在留者登録受け付けを実施したところ、「在桑鮮人」の申出は一人も出でていないこと、1924年の実施では、「僅かに4名の鮮人の登録をみたのみ」だった。この管内にいるコレアンは、約300人と推定される。

「在米鮮人の重なる団体は、日韓併合をよろこばず朝鮮独立思想の傾向多く、従って日本政府によって行われる登録のごときに協力するのは、彼等にとって無用であるのみならず、朝鮮民族たるの誇りをとする、奴隸根性とみている」

約300人の在米コレアンが、ひとりとして、日本の領事館に登録しないという事實を日本語新聞はかくさず記事にしたわけだが、日本国内の新聞より、「自由な報道」を享受していくことになる。在米コレアンは、強いエスニック・アイデンティティをもち、また左翼運動にも進出していた。

『日米』新聞が伝えるところでは<sup>16)</sup>、1930年10月16日、ニューヨーク市議会の予算審議中に、4人のコムニストが市長を大声で罵倒、これをきっかけに警官と乱闘となり全員検挙された。その中に金という名のコロンビア大学の学生がふくまれていた。

在米コレアンの人数は、第2次大戦前を含めて少数であったが、強いナショナリズムの運動で結ばれていた。ハワイの白人耕地資本は、砂糖キビ農作業等のため大量のアジアからの労働移民を受け入れた。ところが、苛酷で低賃金のため逃散、抵抗、争議が絶えず、この労働者の団結を阻止するため「民族別分断」と対立を助長すべく、日本人のほか多数の国からの労働力を呼び寄せた。かれらは言語別に耕地の社宅（集落）を形成し、作業も言語別グループで実施した。

日本人も「ウチナンチュ」（沖縄県出身者）を別扱いにし、比島人も、タガログなど主要3言語ごとにまとめた。1920年代のハワイ耕地労働者約4万4千人のうち日本人2万、コレアン約2,000であった<sup>17)</sup>。このうち約200人のコレアンが、カウアイ島耕地にいた。海外コレアンは、上海に独自の亡命臨時政府（Provisional Government of the Republic of Korea-in-exile）を結成していたが、カウアイ島のコレアンは、連絡をとっていた。1931年、カウアイのコレアンは、資金調達のためモスクワを訪れ、スターリンその他の指導者に面会して懇請している<sup>18)</sup>。このモスクワ訪問、多くの成果はえられなかつたが、モスクワを頼りにしていたという点は注目しておきたい。The Korean National Herald の役割もあった。

## 「明白にして現在の危険」基準と「クリミナル・サンジカリズム法」

オレゴン州コロンビア河の河口の小都市アストリアは、19世紀末から、水産加工のため多数のフィンランド人を導入した。貧しくしてアストリアにきたフィンランド系住民コミュニティは、元のアストリア市人口よりも大きくなつた。在米コムニスト組織の拠点地域のひとつになった。かれらに支配された失業者評議会を支援していたフィンランド語新聞 *Toveri* の数人の編集者やスタッフは、「サンジカリズム排除法」によって逮捕され、そのひとりオーギスト・ヨネキンは、フィンランドへ送還されている。在米コレアンも、1905年以來、西海岸の僑邦を読者とする英文・コレアン双方で印刷された新聞をもつており、アメリカにおけるエスニック・グループは、いずれの場合も、エスニック・ジャーナリズムによって自由な発言がなされていたが、そのいくつかは、米国の法規に抵触することになる。多くの州で施行されていた Criminal Syndicalism 法と「自由な言論」(Free Speech)とのたたかいである。

1930年代のアメリカの移民労働者の左翼的新聞は、アメリカでのエスニック・マイノリティであるアジア、南米、東欧からのものが目立つが、マジョリティである WASP 系の新聞がなかったわけではない。

各国からの移民労働者は、言語、宗教、文化等の理由で、特定の地域、特定の産業に集中する傾向がつよい。スエーデンからの移民は、米国の中西部に1880年頃までは集中し、1900年頃には産業化のすすむ東部、とくにニューヨーク州やマサチューセッツ州へ集中した。そして、そこで労働運動や社会民主主義活動がくり広げられ、*Svenska Amerikanska Posten* (ミネアポリス) や、社会主義労働者党の *Den nye tid* (シカゴ) などの機関紙をつくった。スエーデン系の社会主義的新聞は60種はあったとされる<sup>19)</sup>。いずれも少人員で、1894年の創刊されたスカンディナビア社会主義労働者党は1,500人のメンバー、40の下部組織（クラブ）にすぎず、そこで *Skandinaviska Socialistiska Arbetarförbundet* を発行していたから、影響力のわりに力量は小さかった。

他の社会民主主義、共産主義のエスニック言語の新聞も同様である。1930年代の米国共产党全国事務局は、18の言語部に分かれ、5,000人弱の外国生まれの党員が属しそれぞれの言語新聞を発行していた。その内容が日本の外事警察によって知られている<sup>20)</sup>。(第2表)

### 3. “Free Speech”運動と IWW

IWWが採用した運動の主要な戦術に「フリースピーチ」があった。IWWの研究者、久田俊夫が、この「世界の労働運動史上特異な戦術」について詳細に分析している<sup>21)</sup>。

「フリースピーチ」運動は、米国憲法で保障された「言論の自由」権を軸に、1909年以來、10年間に30回、展開されたという。それは、直接行動の戦術の一種であり、労働者を教育する手段であった。

第2表 1932年のUSCPの言語別新聞

新聞名	言語	発行地
ウイ・エロレ	ハンガリー(日刊)	ニューヨーク
エチーンペーン	フィンランド	ソールスター
フライハイト	ユダヤ	ニューヨーク
ライスヴェ	リトアニア	ブルックリン
ラドニック	南スラブ	シカゴ
トベリ	フィンランド	アストリア
チオミーズ	フィンランド	シュペリオア
ウクライナ・デーリー・ニュース	ウクライナ	ニューヨーク
ヴィルニス	リトアニア	シカゴ
ロヴノスト・ルデエ	スロヴァキア	シカゴ
デステプテリア	ルーマニア(週刊)	デトロイト
エムプロス	ギリシア	ニューヨーク
イル・ラポラトル	イタリー(週刊)	ニューヨーク
ノル・アスカル	アルメニア(週刊)	ニューヨーク
ノヴィ・ミル	ロシア(週刊)	ニューヨーク
ニ・チッド	スカンディナビア(週刊)	シカゴ
オプラナ	チェコ(週刊)	ニューヨーク
トリブナ・ロボトニク	ポーランド(週刊)	ニューヨーク
ウンス・イルム	エストニア(週刊)	デトロイト
アメリカス・ジーナ	トルコ(半月刊)	デトロイト
デル・アルバイテル	ドイツ(半月刊)	ニューヨーク
サズナニー	ブルガリア(半月刊)	デトロイト
労働新聞	日本(月刊)	サンフランシスコ
ヴァンガード	ポルトガル(月刊)	ニュー・ベドフォード
ヴィダ・オブレラ	スペイン(月刊)	ニューヨーク
ソベリター	フィンランド	アストリア
ブニッキ	フィンランド	シュペリオア
ルーヴリエ	フランス	不明
ラ・トラヅクション	スペイン	不明

一例が、モンタナ州ミズーラのたたかいで、IWWのオルグが、森林労働者をくいものにする「手配師」(Shark = 鮫と呼んだ)に対して、街頭集会等で、「人権宣言」や「ゲテイスバーグ演説」(リンカーン)を大声で読みあげる。町当局は、直ちに逮捕したが、留置などのコストにネをあげ、町の禁止条令を撤廃した。全国的なジャーナリズムや世論から目の届きにくい地方の町では、行政は、わりと勝手なことをしていた。会社町ほど、この傾向はつよい。山林労働の多い西北部の山中は、日本人労働者もふくめ、移民労働者が、この「手配師」の餌食になっていたから、戦闘的な組合、One Big Union, IWW, その他のサンジカリズムの影響が広がっていた。「フリースピーチ」では、名だたる名声を博したのが、V. セント・ジョンやエリザベス. G. フリンである。フリンは多感な女性だったが、献身的で「労

「明白にして現在の危険」基準と「クリミナル・サンジカリズム法」

労働者のジャンヌ・ダルク<sup>22)</sup>と称された。フリンは、また「サボタージュ」戦術でも知られる<sup>23)</sup>。

この州法成立の背景はこうだ。

「言論・表現の自由」を国是とする「民主主義国家」アメリカは、左翼（社会主義者からサンジカリストまで）の宣伝に長い間、手を焼いてきた。だからといって、国の法律で「言論・表現の自由」を奪うことは、国内外の反対が強かった。そこで、コミュニティ（町や村）段階での、各種の規制をつくって、運動に対処しようとした。ところが、IWWの側は、このコミュニティでの規制に対して「フリースピーチ」戦術の動員で、力づくで潰したわけである。

コミュニティ・レベルの言論規制でも左翼のプロパガンダを押さえられない、連邦政府レベルで国法をつくれば、内外の反対で成立しない、という事情が、州レベルで、順次、Criminal Syndicalism Law をつくり、左翼の言論を押さえる、という選択となった。直訳すれば「犯罪的サンジカリズム」に対処するという形法的な臭いをもたせた。伊藤正己は「刑事サンジカリズム法」と訳している。サンジカリスト、テロリストに対決するということで、民主的または少数派の言論を封殺するという手法である。「暴力」を取締るという、一見、アメリカ市民が反対しにくい論理で州レベルで立法するわけである。

この初期の争いは、1925年の「B. Gitlow 対ニューヨーク州」のケースで知られる<sup>24)</sup>。IWWの「フリースピーチ」運動にはほぼ終局段階で州法による摘発となったわけである。B. ギットロウは、社会党左派のメンバーで、彼のパンフレット *The Left Wing Manifesto* が「New York Criminal Anarchy Law」に違反したとされる。内容は、「革命的社会主义の目標は、革命的大衆行為（mass action）を通じてブルジョア社会を破壊することだ」等と主張したこととされる。結果は、有期刑の判決となり、ギットロウの敗訴となった。

しかし「Criminal Syndicalism Law」違反のケースで、よく知られているのが、1927年の *Whitney v. California* の裁判である。その理由となったのが「政治的経済的変革に暴力的手段を主張した」とされる。

#### 4. 劍持貞一のソ連への「自由出国」

『労働新聞』の編集・発行人の剣持貞一の送還阻止の運動は功を奏しなかった。『日米』新聞も「共産主義者との理由で送還せんとせしに対する控訴せしケース」「剣持定一対ネーガル」<sup>25)</sup>の公判を短く伝えているから、日本人コミュニティには伝わっていた。さらに2月にも二人の日本人が「不穏文字ポスター」の貼付のカドでロサンゼルスで逮捕されている<sup>26)</sup>。いずれも Criminal Syndicalism Law 違反、すなわち、「不穏」な文書の公表であった。

剣持は、1929年12月25日に検挙されて以来、約2年間、法廷でたたかたが、無罪は

かちとれなかつた。

『労働新聞』の劔持関連の記事を示す。

◎第 55 号 (1931 年 1 月 25 日)

地方裁判所及び巡回控訴院より送還を判決された劔持は、今回再び国際労働救援会の後援で合衆国大審院へ上告する。

(3 月 26 日、送還命令が出たが、日本送還が劔持の生命を危険にさらされようとする ILD が「人身保護法」をタテに 3,000 ドルの保釈金で出獄、大審院での公判にもち込んだ)

◎第 61 号 (1931 年 5 月 15 日)

「劔持自由出国を大衆の力で獲得しろ」、自由出国のための地方裁判は今月開かれる。劔持自由出国が、劔持の命を救う道だ。

(劔持は、結局裁判で敗れ送還 (deportation) となつたが、どこの国へ送還するかが重大問題になり、母国日本への送還は、軍国主義下すでに白色テロルの犠牲が続出しているため、左翼は「自由出国」を求める運動に切りかえていた)

◎第 62 号 (1931 年 6 月 15 日)

劔持からの便り、「送還のスピードアップ。船毎に多くのものが引かれて行く。異国人、支那人、日本人、其他欧州労働者の数は多い」

(劔持は、すでに 2 カ月間、サンフランシスコ湾に浮かぶ小島エンジェル島に、送還のために収監されていた)

◎第 63 号 (1931 年 7 月 15 日)

劔持からの便り、『労働新聞』の読後感、労働者の記事増すことなど指示。

(劔持は、まだ形式的には『労働新聞』の編集・発行の責任者だった)

◎第 66 号 (1931 年 9 月 15 日)

劔持からの手紙、『日米』新聞争議についての取扱上の注意。

◎第 67 号 (1931 年 10 月 1 日)

劔持からの手紙、『日米』新聞争議で交通事故死した『労働新聞』編集部員奈倉弘を悼む。

◎第 68 号 (1931 年 10 月 15 日)

政府「自由出国許可」。近々、国際赤色救援会の招待で「労働者・農民の祖国ソビエトロシアへ旅立つ」

(劔持は、大審院上告も不首尾となる。結局、労働省が、12 月 3 日までに米国を退去することを条件に自由出国を許可するという一種の「司法取引」となつた。これにより ILD は、ソ連入国許可、ドイツ通過許可の作業をすすめた)

◎第 71 号 (1931 年 12 月 1 日)

記事、劔持の自由出国、総領事が妨害。ILD 等の運動で、劔持は米国労働者から自由出国権を取得。ソビエトへ旅だつべく 11 月 24 日、桑港出航のドイツ船に乗船決定、支援者の旅

第2図 劍持のメッセージ

ロシアへ旅立つに望んで  
同志 剣物生

過去二ヶ年間戦つてきた送還問題もこゝに終りを告げ出國することになった。執拗に日本へ送還せんとする支配階級の意吐に對し吾が救援會及び同情者諸君の支持により日本への送還より救はれ僕は今労働者農民の支配するソビエットロシアへ旅立たんとしてゐる。

私は同志及び同情者諸君に對して云ふべき言葉を見出しえない、是と共に私を奮い立たしめたのは救援會を通じ或は天使島に直せつに私に慰めと激勵を與へられた労働者の支持であつた私は諸君の支持と激勵に何をもつて答んとするか？それにはこゝに喋々する必要はない。今後における行動を以て答んと思ふ。

私はこれから労働者の祖國五ヶ年計畫は異状な成功リに四ヶ年に終んとするロシア労働者農民が支配し社會主義建設は建設計され行くソビエットロシア

へ出發する。あらゆる帝國主義國家の破壊せんとする一資本家國家の憎惡的たるソビエットロシアへと行く。日本資本主義政府は既に支那大衆に砲火をあびせソビエットロシア攻撃の機を作った。此の秋にロシャへ行く私は諸君と共にロシャ擁護のために第二第三のソビエットロシア實現ののために働くことを誓ふ。

アメリカ帝國主義は一介の労働者の追放に成功した。アメリカ帝國主義は一介の労働者の追放し共産黨運動者の「追放」も「送還」も出来ない。資本主義内の矛盾—資本主義経さいと社會主義経さい（ロシャ）の矛盾は資本家の欲する否とにかゝはらず共産主義革命への運動は必然だ。諸君建闘を希いつゝ左の言をもつて擱筆する。

★ILDの大衆化萬歳！  
★ソビエットロシアを守れ！  
★帝國主義戦争と闘へ！

『労働新聞』第72号、1932年1月1日

費工面も成ったが、日本総領事が旅券発給を拒否、乗船出来ず、いまだ「天使島」に抑留、理由は旅券（パスポート）が期限切れということである。

◎第72号（1932年1月1日）

記事、ILDとの米本部（NY）と国際本部との協力で、12月16日ドイツ船で無事出国した。

（この記事では、結局、日本の総領事館は新しい旅券の発給をしなかった。旅券問題は乗船先の船（ドイツ船籍）が、有効旅券の不所持を容認しての受け入れのようにみえる）

劍持は、出国にあたってのメッセージを『労働新聞』に発表した。（第2図）

剣持貞一が、アメリカを離れたのと期を一にして、『労働新聞』の名目上の編集・発行責任者も、剣持から水野秀夫に変更した。新聞のデザインも一新、題字もタテからヨコになった。印刷工場も変更された。(カール・ヨネダの意見では、責任者は水野になったが、この人物のことはまだよくわからない)

『労働新聞』のような左翼エスニック新聞にとって、印刷の問題は頭の痛い課題であった。もともと、資力・経営力・読者数がすくない上に、母国語の活字をもつ印刷所は限られていた。

当時のサンフランシスコの日本人向け住所録によると、印刷所は8社、そのうち『日米』、『新世界』、『北辰』の三社は、いずれも活字媒体の印刷部門、それに左翼運動に同情的だった岡繁樹印刷所。ところが、『労働新聞』は、これらの経営に常に悪態のかぎりを紙面で吐いていたから、1931年から32年の時期、協力は覚つかなかった。あと残りの2、3の印刷所に貸刷りを依頼していたが、もともと新聞印刷というより日本人コミュニティの中の名刺、挨拶状、メニューなどの端物印刷が主業務だから、活字が揃わない。『労働新聞』の記事をみると「誤字・あて字」が多いが、校正ミスというより活字がないのである。とくに、見出しの号数の大きい活字に多い。やむをえないことだった。

加えて、これら印刷所は、設備が古く、活字は基本的に、解版後は手作業で文選工が活字棚へ戻し、何度も使うから、文字面（もじづら）は潰れていて、印刷が汚い。少人数で賃金も低く、志気が低い。早くない。印刷は、いつも遅れがち。

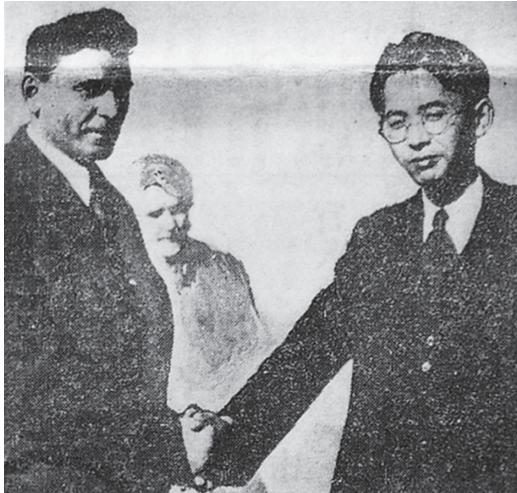
そこで『労働新聞』は、紙面で日常的に資金不足を訴え、紙代・寄付を求めたが、うまくゆかなかった。

『労働新聞』は、1930年1月から月2回刊になり、1931年から週刊化のための基金設立をした。月刊時代は、どちらかというと同人誌的で、福本イズムが払拭されない極左的なイデオロギー主張や左翼文学青年的なエッセイが中心であった。しかし大恐慌のあと、失業者運動の広がり、エスニック集団の組織化がすすみ、ニュース性が必要になった。このため発行間隔を縮めることになった。

ところが、『労働新聞』経営部の1931年10月のアピールによると、毎月赤字で、週刊化どころではなくなっていた。維持費、紙代が、ニューヨーク、ロサンゼルスの大支部から「數ヵ月一文も送ってこない」。「この状態が続けば週刊実現はおろか、月2回発行さえも脅かされる」と訴えている。

剣持が、ソ連へ去るにあたってサンフランシスコ港での写真がある。（第3図）

『労働新聞』は、編集・発行人を水野秀夫にかえ、タイトルのロゴも変えたが、実は印刷所も変更している。それまでの印刷所での印刷代が払えなくなり、より小規模の印刷所へ移ったというのが真相だ。活字のタイプフェイスを見ると一目瞭然だ。紙面は、途端に質的低下になった。活字不足は、文選工の責任ではないが、紙面が汚いのは、植字工の力不足だ。



第3図 1931年末、剣持はサンフランシスコ港からソ連へ旅立った。左は、国際救援会桑港支部のオルグ・フラクスペクター。

(出典:『労働新聞』第73号 1932年1月15日)

「インテル」といわれる新聞制作成上不可欠の植字上の小さな鉛の板が、全部印刷されてしまっている。本来、「字づら」より上ではいけない、活字の「谷」の高さにするものだ。記事の配置（デザイン）が、ばらばらである。

ただ新しい印刷所は、写真製版が可能であったから、毎号、写真が掲載されるようになつた。また英文ページを4頁のうち1頁で設定した。日本人労働者は、英文が苦手だったから、これは二世の党員が活躍し始めたことを意味する。二世の出現の意味は大きい。

『労働新聞』は、剣持のモスクワへの旅を追っている。

◎第74号（1932年2月1日）

「剣持ベルリン通過」

記事によると、ベルリンの国際救援会から航海中の汽船へ歓迎電報、剣持から答礼返電があり、ベルリン通過に「一切の世話」とある。

（『労働新聞』への通信とは、別に加藤哲郎氏の私家族の資料集『忘れられた日本人・健物貞一』2002年がある。これによると、船上から岡山の実家へ手紙を送っている、コスタリカ寄港、パナマ運河を通過を記録している）

◎第76号（1932年4月15日）

剣持から手紙「ソビエトに入る」他。

足どりが、2通の手紙で判明。

ドイツの汽船でドイツ領海に入り、当初ブレーメンに到着予定だったが、船はハンブルグへ直行、ここで上陸したようだ。ブレーメンでは、救援会と警察が待ち受けていたが出し抜

いた。

ハンブルグから陸路、ベルリン経由で、ソ連へ、この間、イタリア人の党員が別の車輛で護衛、ソ連国境で合流、別の列車に乗りかえた。ここでソ連側救援会から寝台車チケットと、10 ルーブルが与えられている。翌朝モスクワ着、イタリア人とは夜っぴき話し合ったという。1 時半、救援会本部へ、そこから馬車で「赤の広場」を横切り、救援会管理の屋敷へ、ここでさらに 1 カ月分の生活費として 25 ルーブルと防寒具が支給され、市内見学、診察、休養中。

◎第 85 号 (1932 年 11 月 5 日)

「クリミアの休養所から」の通信。

剣持は、旧ロシア貴族が所有していた別荘地帯で、ソ連の労働者と休養した。ニコライ二世の別荘に 3,000 のベッドが入れられ、交替で利用しているとある。また、ソ連の労働者の賃金、労働時間、生活などが報告されている。

(ソ連へ去ってからの剣持の消息は、加藤哲郎氏の研究業績に譲りたい。)

## 5. 小林、西村、堀口、山口もソ連へ追放

剣持貞一は、こののちラーゲリで死亡するまでソ連にとどまる。加藤哲郎の研究<sup>27)</sup> 等によると、モスクワの学校に学び、朝鮮人女性と結婚、モップル（国際救援会）等で活動、ソ連で約 10 年の生活のうち 42 歳で死去している。

しかし、剣持のアメリカからの「自由出国」ソ連「亡命」は、アメリカの日本人共産主義運動のひとつの悲劇的なターニングポイントであった。なぜなら、剣持のうち、アメリカから、そしてさらに日本からも居場所を失った日本人活動家、日本人共産主義者が、次々にソ連へ「追放」、「亡命」するからである。かれらは、「17 名の革命戦士」または「アメ亡組」といわれた。

『労働新聞』が、国際救援会の手で見送った主な活動家は次の通り<sup>28)</sup>。

小林勇（サンフランシスコの日雇労働者）

1932 年 5 月 25 日、サンフランシスコ港から出港。

『労働新聞』（第 78 号、1932 年 6 月 1 日）の記事の要約。

「国際労働者救援会の努力で、小林は 1 年以上の法廷闘争、エンジェル島に剣持らと共に収容されていたが、桑港からタコマ丸でソ連へ出立」

小林は、モスクワに到着したのち、1934 年、コミニテルンの指示で上海・満州経由帰国し、日本官憲に逮捕されている。

人物について、あまり分らない例の多い日本人党員の中で、小林の記録が残っている。それは 1930 年アメリカの官憲に逮捕された小林が移民官の審問を受けた記録を、日本の在外

「明白にして現在の危険」基準と「クリミナル・サンジカリズム法」

公館が本国に報告しているためだ。

まず、小林の経歴。

広島県御調郡向島西村で、明治35年12月15日出生。実父の呼び寄せで大正10年12月「サイベリア丸」で桑港着。エクセター地方で農業、父帰朝後、バークレーに移転米国人家庭で掃除夫として就業、ここで日本人共産主義者と親交、入党する。その人物は岡山県出身でバークレーに働いていた劔持の可能性が高い。劔持と活動を共にする。1930年9月、就業先の陶磁器店で逮捕された。

移民官に対し、「暴力に依り米国政府を倒壊することを信奉し、勧告し、主張し且つ教導する団体の団員」であることを認めたとある。この事実は、「1917年移民法」(第1次大戦後の大量難民発生に対処)、同「1910年修正移民法」に違反するとして、1930年12月8日、労働長官から送還命令になった。この命により、12日には桑港発の汽船「ハリソン号」への乗船を命じ、日本送還ということになった。桑港湾内に浮かぶ小島「エンジェル島」は、移民の入国情の入国情査用の施設だが、同時に送還までの収容施設、出港のバースと目と鼻の先に位置している。

ところが、小林は直ちに、救援会の協力を受けて「人身保護法」にもとづく送還中止を地方裁判所に申立、送還見合せ、公判による裁決へ持ち込まれた。劔持同様に、日本へ送還されると身の危険があるという「人身保護法」の方が優先すると地裁は判断したわけである。これは、アメリカの人権団体ACLUの努力だ。ACLUは、その後も、日本人労働者にとって大切な機関となる。公判は、12月に開かれ、2月には、小林が敗訴。さらに控訴となつたが、その間に、小林への移民局(係官ファレリー)の審問資料が提出され、小林の経歴等が明らかになった。(英語力に難あり、E. J. オスチンが通訳とある)

小林は、バークレー在住時の1927年党第13区本部(桑港地域)で入党、一度会費未収で離れたが、1930年に桑港市で復縁、党紙*Daily Worker*の普及やILDのオルグの仕事をした。日本では党と接点はない。1930年10月の審問では、ILDから派遣されたB. M. ツウエリュン弁護士が同席。

このとき、検察官が、英文のガストニア・ストライキに関する図書、労組統一同盟の綱領等、プロフィンテルンの機関誌、米国党の『コムニスト』誌等を示して読んだかどうか、たずねたが、読んでいない、と答えている。「英語辞書を用いれば分る」ついでの英語力と答えているので、これらの文書を読解する力はなかった、とみられる。

数回の公判廷での検察官と小林との問答で次のようなことが明らかになっている。

警察は、小林の勤務の「ノーザン・ドルンマン商会」を訪れ、小林に旅券の提示を求めた。小林は自宅に保管していると答えると、同道を求め、小林の居室に入り、旅券をみたあと捜査令状なしに、家屋を捜索し、党員名簿、ILD、プロフィンテルンの文書類を押収した。旅券の提示は、たんなる口実であったことになる。

地方裁判所は、それら文書のひとつ「共産党宣言」の一節に「暴力によって体制破壊をする」とあったこと、ILD, TUUL (プロフィンテルン系の「労働者統一同盟」) 等の機関誌にある資本主義の打倒の文章を理由に、小林が「暴力革命」に組みしている、とした。

小林は、これら英文の文献をほとんど読めず、また法廷で、検事の挑発的質問「選挙運動で不成功なら暴力に依って政府を倒そうとするか」に対し、明確に「否」と答えているにもかかわらず、移民局の「国外追放」を支持する決定をおこなった。内容は「移民措置費より支弁して日本に送還」命令であった。(以上『外事警察報』の要約) 小林は、党員名簿も奪われたとしたら、かれの警戒心には問題がある。移民局の保官にはめられたとみえる。

つぎに、西村のケース。

#### 西村惣一（ロサンゼルス・庭園業）

1932年7月1桑港から出国、ソ連へ。

○『労働新聞』(第66号、1931年9月15日) 記事。

「西村はすでに数ヶ月、エンジェル島に抑留、国際救援会は最後の上級裁判に訴え、保釈をさせ、裁判費用と保釈ボンドが必要。打ち続く犠牲者救援をやっている救援会は金策に困難を來している。今迄、数回の裁判費用保釈金等は凡て救援会の手で白人の間からつくった、日本人からも提供を」

○『労働新聞』(第71号、1931年12月1日)

「西村保釈さる」

10有余ヶ月間天使島に監禁されていたが11月18日、ILD援助のボンド（保釈金）で出獄した。

『労働新聞』(第77号、1932年4月25日)

小林勇と西村の両名は、自由出国をかちとり、日本ではなく、ソ連への出国を便船次第実現することになった。ところが、永らく移民局に拘束され、法廷にも度々出廷、この結果「自力で旅費を貯へる余裕を持たない」ため、募金が呼びかけられた。

ところで、同号の『労働新聞』英文ページ(第4頁)が興味深い。小林、西村の件にはふれないので、ILD関連では、トム・ムーニーと、中国人ミン・ファウェイのソ連出国の記事を大きく掲げた。ミンは、南加大学の学生で、1931年11月16日、ロサンゼルスでのILDの集会で、“Red Squad”に逮捕され、他のメンバーら12人とともにロングビーチに抑留されていた。

ミンは、南加大で、中国革命史の修士論文で表賞されている。市警の手で郡拘置所からいったん釈放され、直後に移民局から、正式の釈放証がないとして再逮捕、送還のための一種のたらい回しである。ここでもILDの努力でソ連へ自由出国がおし進められている。市、州、連邦の役人の対応がちがうのである。

第4図 サンフランシスコ港をたつ西村惣一



『労働新聞』第81号（1932年7月25日）

西村惣一は、本名「銘吉」のようである。加藤哲郎氏によれば、別名「ハンミヤ」、高知県高岡郡の出身。日本の外事警察の記録では1937年、レーニングラード在住まで判明しているが、その後は不明。やはりスターリンの血の肅清で消された可能性が高い。小林にやや遅れて西村も出国した。（第4図）

堀内鉄治が続いて出国する、堀内は、インペリアルバレー（帝国平原）でのストライキを組織して逮捕されたので知られる。2年半の実刑を受け、たびたび『労働新聞』に通信を送っているので、米国社会とくに南カリフォルニアでは運動家として偶像的存在であった。

堀内は、1930年、帝国平原での日本、墨国（メキシコ）、比（フィリッピン）の労働者がおこなったストで逮捕された党オルグ教人のうちの一人として初めて『労働新聞』で報じられる。帝国平原の農業労働者の労働条件は酷いものだっただけにストライキは長びき、農場主や政府の側との衝突も激しく、当時の西海岸での象徴的なストになっていた。堀内の名が初めて確認されたのは、『労働新聞』第40号（1930年4月1日）の社説の中であった。英字紙が、外国生まれの過激な労働者を送還する第1号として劍持の名があげられたことに言及し、「南加の堀内の送還」も問題になった、としている。

北加の劍持と南加の堀内とが面識があったかどうか判らないが、それぞれ別個の運動で逮捕され、送還処分になるに及び、『労働新聞』の中ではひとつのものになっていった。すくなくとも堀内は南加の運動のシンボルになっていた。

帝国平原事件では、9人の指導者が訴追され、3年から42年の刑を言い渡されたが、堀内

もその1人だった。堀内鉄治がフルネームで登場するのは、レプレサのフォルサム州刑務所に下獄、そこから『労働新聞』を送った通信からである。日本人労働者が日本語の書籍を差し入れた札状が掲載された。

この掲載が運動にとって公的な意味のあることを知った堀内は、つぎの号（56号、1931年2月10日）から「ホルサム監獄、第6315番、堀内鉄治」の名で、「読者」へあてる形式になった。それだけに内容はこんどは公式的で、宣伝型になったが、堀内の去就は、読者に理解することができた。

日本人の左翼的労働者は、主として街頭行動で次々と検挙され、警察から移民官へ引き継がれ、送還というケースが多かったが、これは警察が自治体警察で、市長の命によって動き、従って送還という国レベル（労働長官）の法執行にかかわらないという伝統があったからだ。コミュニティ（市、町、村）では、住民が自から武装して外敵から、治安や秩序を守るという伝統から、自治体警察、保安官の力はつよかつた。

1931年4月の『労働新聞』がメーデー特集をしている。それに支持者たちの名刺広告がある。それによると、この新聞にはサンフランシスコ（桑港）、ロサンゼルス（羅府）、ニューヨーク（紐育）、デンバーの四つの中心地がありそれぞれ名刺広告（広告収入があったとは思えないが）を集めている。それに在獄者リストが掲載されている。

桑港

○移民島（エンジェル島）

剣持貞一（剣と表記）

西村惣一

羅府

○獄中

堀内鉄治

箱守改造

福永麥ニン（麦人）

山口英助（山口栄之助）<sup>29)</sup>

濱 清（カール・ヨネダ）

堀内は、その後も『労働新聞』にたびたび「獄中から」の通信を寄せた。剣持の出国を伝えた『労働新聞』72号（1932年1月1日、この号から編集責任者は水野秀夫という人物になった）には、他の在獄者の短信がある。それによると、

○山口栄之助は、失業者デモにその他の大衆行動で検挙され、「クリミナル・サンジカリズム州法」違反として、1年8カ月の懲役と、500ドルの罰金で、羅府のリンカーン・ハイツ監獄で服役中

## 「明白にして現在の危険」基準と「クリミナル・サンジカリズム法」

○堀内鉄治。前年の帝国平原事件で捕えられ、州のフォルサルム刑務所に、5ヶ月の懲役刑の宣告を受け服役中。「成績よければ」6月に保釈許可とのこと。

○西村銘吉。コムニストとの理由で、送還命令、エンジェル島に一年近く収容のち保釈金を積んで釈放、活動中。

○このほか、ロサンゼルス市の刑務所にハマ・キヨシら5人が「100日服役」ということで収容されている。失業者評議会のピラ配りが理由とある。

また「織縫工ストライキ」でピケットに立った8人の婦人労働者の裁判が近日開かれるという記事もあるが、日本人女性かどうか、ここでは判らない。

竹国友康によると、1932年8月19日、堀内と山口栄之助は、ロサンゼルスのサンピドロ港出港の汽船でソ連へ向かった。加藤哲郎氏によれば、山口は、「朝鮮人パウレー」ともいわれ、この二人もソ連へ入ったとの消息はかき消されている。

## 6. 『労働新聞』歛持時代の終焉

アメリカ西海岸の日本人左翼の指導的労働者5人は、検挙されて、1932年8月までに、次々に国外追放、送還となり、全員がソ連へ渡った。

直接のきっかけとなった事件は、別々であったし、違法とされた罪名も、移民法（連邦法）、Criminal Syndicalism 法（カリフォルニア州法）等であったが、根本は、その思想、党派、言論に対する取締であった。

米国は、“自由”や個人主義を国是としてきたこともあり、国民の間には社会主义、全体主義に対して極端なアレルギーがあった。しかし、1917年のロシア革命の成功までは、これらの思想をもつ個人を抹殺したり、国外追放するということは、まずなかった。しかし、1917年以降、サツコ・ヴァンセッティの処刑、ストライキ等の労働紛争での発砲などの血腥い処理、国外追放（送還）が現実の問題となってきた。

カリフォルニア州で始まった Criminal Syndicalism Law の各州への蔓延は、当の対象者だけでなく、心ある人々を不安にさせた。州法（のちには移民法などの連邦法）で、一方的に処断することを、どこでくい止めるかが大きな課題になった。

それが、いわゆる「明白にして現在の危険」(Clear and Present Danger) の原則である。この理論的根拠をつくったのが、1919年のスケンク事件 (Schenck v. United States) である。米社会党書記長のチャールス・スケンクが、第1次大戦中に、徴兵制度は専制主義だと批判する文書を配布したことにより「防諜法 (Espionage Act of 1917)」違反で起訴された。この法律自体、第1次大戦のさなか「兵員召集 (military recruitment)」と「軍事的動員」への「不服従」(insubordination) を告発する目的で急遽こしらえたものだ。「徴兵」(アメリカ英語では draft) 忌避でも、反軍活動でもない。第一次大戦初期には、米国内では、欧洲戦線へ

の不干渉の空気がつよく、まだこのような行動は、一般的ではなかった。スケンクに、この「防諜法」を適用しようとしたところに、米国の狼狽が伺える。

検察側は、このスケンクの言論は、修正憲法第1条による「言論の自由」の保護外だとして、最高裁で争うことになる。ここで有名なホームズ判事の見解が出る。ホームズは、平時なら最大限保護される言論の自由権だが事態は戦時下であるとして、スケンクの主張する権利 (assert your rights と述べている) は制限を受けるとした。このとき初めて「実質的な魔を呼びこんでしまうような明白にして現在の危険を生みだす<sup>30)</sup>」ような場合には、制約を受ける。としたのである。

スケンクのケースでは、連邦法違反であったが、その後、Criminal Syndicalism 州法など、州法が続々と登場するに及んで、事態を複雑にし、その判断が、またもや最高裁にもち込まれることになる。

その最初の事件のひとつが、「ギトロー事件」である。米社会党左派の指導者ベンジャミン・ギトローが、その機関誌『革命的時代』に「左派宣言」(Left Wing Manifesto) を掲載した。この中で、「革命的社会主義は、ブルジョア社会を打倒し、革命的大衆行動」(revolutionary mass action) を通してのみ達成できるとした。この行動が、議会主義を否定し暴力により政府を転覆する主張だとしてニューヨーク州法の「アナキズム排除法」(NY Criminal Anarchy Law) により告発されたのである。この最高裁での判決 (Gitlow v. New York 1925) では、「明白にして現在の危険」の基準が確定したものの、「現在の」をめぐって、その切迫さ等について判事の意見は分れている。ギトローの文章が、たんなる理論上のものなのか、どうか、ということである。

ホームズ判事は、その基準の理論化にいっそう努めたが、最高裁は、二つの主要なドクトリンを示した。第1に、憲法修正第1条による言論の自由の保証 (guarantee) は、憲法修正第14条（市民と法）によること、第2に、「治安妨害的な発言」(seditious utterances) は、規制を受けることの二点である。したがって、ギトローの文書は、「暴力による政府転覆」を教唆したものとした。

一連の左翼の言論が、アメリカの「言論の自由」の原則と伝統に、刃をつきつけることになり、それがまた「民主的社会」における「言論の自由」の境界を理論化させたともいえる。ギトロー事件の場合、印刷刊行ということよりも、禁止されている言い方 (utterance) を使ったことで、有罪とされたが、左翼の無神経で、粗野な言い方が、世論の支持を失い、それが裁判の判決に影響を与えたことは想定しうる。

州法が左翼の「言論の自由」と、まっ向うから対立して、全米的な議論になるのが、「ホイットニー事件」(Whitney v. California, 1927) である。

事件の内容は、左翼活動家のアニタ・ホイットニーのケース。スケンク事件やエイラムス事件、ホイトニー事件が「明白にして現在の危険」の基本原則を確立する事件だとするなら

## 「明白にして現在の危険」基準と「クリミナル・サンジカリズム法」

ば、ホイトニー事件は「危険」の度合いを論記すること、すなわち「危険な傾向」(bad tendency)へのテストだといわれている。ホイトニーは、社会党が分裂した大会（1919年）では、議会主義による政権獲得を支持したのだが、党が革命的手段を探ることを決めて、そのまま活動したために、カリフォルニア州法に触れたとして告発されたもの。州政府は、彼女の活動が「政府を暴力的に転覆」することを教唆したと認定した。法廷は最高裁まで持ち込まれ、7対2の多数で有罪判決を支持した。多数派の代表意見としてサンフォード裁判官は、ホームズの「明白にして現在の危険」の原則を引きあいに出しながらもある。

ブランダイス裁判官は、ホームズの支持者として、その言葉が仮に教唆、扇動であったからといって、「明白にして現在の危険」にあたらない、とした。この裁判の中で、そのスピーチの内容の「危険な傾向」という新しい視点が出てくる。

このように、加州 Criminal Syndicalism 法による言論の自由の権利の境界は、1930年前後には、ホイットニーの裁判で確定していたため、剝奪の同法違反とされる事件の下級審の決定を覆すべき、最高裁への上告は門前払いと斥けられてしまっていた。最高裁も判断を忌避した側面もある。だから労働長官による法による「送還」命令ではなく、「自由出国」という司法取引を連発したともいえる。ただ、この州法の万能主義が、スケンクからホイットニーに至る一連の裁判で枠をはめられたことは確かである。

その一例や、ストロンバーグ事件の無罪判決である。

『労働新聞』によると<sup>31)</sup>、要旨、つぎのような事件である。

「労働者の子供が、労働者の祖国をあこがれてソビエトの赤旗を打ち立てたというだけで無心の子供からその世話人女子まで検挙投獄の上、五年十年という極刑を課す様な悪法が存在している。大衆的抗議運動こそ只一つ我々の利益を守る」

これは「加州赤旗掲載禁止法」という州法で懲役刑が宣告されていた女性が、1931年5月19日、上告審で無罪になった事件である。赤旗を掲載するというのも「表現の自由」の一部とみなされ、「明白にして現在の危険」には当然あたらないとされた。これもスケンク、ホットトニーらの事件での原則が歯止めとして働いたのである。しかし、すでに最高裁の判断があり、剝奪も堀内も、最高裁での実質的な審理には持ち込むことはできなかった。控訴審ですでに敗訴になっていた。

剝奪、堀内ら一連の指導者のソ連への送還をもって、『労働新聞』の剝奪の時代は終る。

### 注――――――――――――――――――――――――

- 1) 伊藤正己著『言論・出版の自由』1969年、岩波書店、213-317頁
- 2) 奥平康弘「“明白にして現在する危険”理論について」、清水英夫編『法と表現の自由』1972年、学陽書房、309-329頁
- 3) Don R. Pember; *Mass Media in America*, 1977. p. 280
- 4) ジェレミー・プレッヒャー『ストライキ!』(戸塚秀夫・桜井弘子訳) 1980年、晶文社、168

## 頁

- 5) 『特秘・外事警察報』1930年5月号, 第22卷95号, 261-265頁に訳出されている。
- 6) 『特秘・外事警察報』1931年6月号第26卷107号, 171-173頁に「米国に於ける失業戦の1年」という『インプレコール』の論文が訳出されている。
- 7) 『労働新聞』第58号, 1931年3月25日
- 8) Gambs, John S. *Survey Graphic*. Vol. 23 No. 8, 1934. August.
- 9) アメリカ・サンジカリズムの研究者久田俊夫は、ハイウッドは、懲役20年の判決による収監を前にしてソビエトへ逃亡したと、手きびしい評価をしている。残った同志や支持者は獄中に戻され、破産した。久田俊夫『アメリカ・サンジカリズムの群像』1993年、未来社41頁
- 10) 『労働新聞』第54号, 1931年1月10日
- 11) 『労働新聞』第57号, 1931年3月1日
- 12) 『労働新聞』第62号, 1931年6月15日
- 13) 『労働新聞』第71号, 1931年12月1日
- 14) 調査官W.W. Parishから「連邦緊急救援局」(FERA)への報告書(1934.11.17) New Deal FERI資料(ホームページ)
- 15) 『日米』新聞, 1930年10月5日
- 16) 『日米』1930年10月18日
- 17) 田村紀雄編著『正義は我に在り—在米・日系ジャーナリスト群像—』1995年、社会評論社、150頁
- 18) Kingsley K. Lyu, Korean Nationalist Activities in Hawaii and America 1901-1945. E. Gee eds, *Counterpoint*, 1978, pp. 106-128
- 19) Lars-Göran Tedebrand, America in the Swedish Labor Press, 1880s to 1920s, M. Debouzy ed. In *The Shadow of The Statue of Liberty*, 1992, pp. 43-61.
- 20) 『特秘・外事警察報』第29卷116号1932年3月
- 21) 久田俊夫『アメリカ・サンジカリズムの“頭脳”』1990年、御茶の水書房、89頁以下
- 22) 久田俊夫前出『アメリカ・サンジカリズムの源流』126頁
- 23) 田村紀雄「解説—希有の労働ジャーナリスト」津金沢聰廣・土屋礼子編『村嶋歸之著作集・第3巻』所収、2004年、柏書房
- 24) Gitlow v. New York. 268 U. S. 652, 45 S. ct. 625, 69 L. Ed. 1139 (1925)
- 25) 『日米』新聞, 1930年10月2日号, 誤字・事実認識の間違い多い。
- 26) 『日米』新聞, 1930年2月28日。なお同紙日本語ページは、「失業騒擾暴徒の首謀」とだけあるが、当日の英文ページでは次のように正確な記事を書いている。  
The Japanese suspects on charges of criminal syndicalism are Eiji Yamaguchi, 30, and Tetsuji Horiuchi, 20.
- 27) 加藤哲郎『モスクワで肅清された日本人』(1994年、青木書店), ならびに加藤哲郎のホームページ, その他同氏から教示をうけた部分が多い。
- 28) 前掲加藤哲郎『国民国家のエルゴロジー』(1994年、平凡社) 竹国友康『リトルトウキヨウ物

「明白にして現在の危険」基準と「クリミナル・サンジカリズム法」

語』(1978年、四季書房)、『労働新聞』その他の文献、資料による。

- 29) 日本人労働者には本名がはっきりしないものが多い。『日米新聞』1931年4月13日には在獄者として山口銳之としている。
- 30) Schenck v. United States, 1919. Justice Holmes divered opinion.
- 31) 『労働新聞』第62号、1931年6月15日